

蕨市役所仮設庁舎跡地利活用事業  
公共機能施設の  
設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル  
実施要領

令和 7 年 6 月

蕨 市

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 目的                            | 1  |
| 2 公告日                           | 1  |
| 3 発注者等                          | 1  |
| (1) 発注者                         | 1  |
| (2) 事務局                         | 1  |
| 4 業務の概要等                        | 2  |
| (1) 業務名                         | 2  |
| (2) 業務場所                        | 2  |
| (3) 業務概要                        | 2  |
| (4) 要求水準                        | 2  |
| (5) 業務期間                        | 2  |
| (6) 契約方式                        | 2  |
| (7) 対象施設                        | 3  |
| (8) 業務範囲等                       | 3  |
| (9) 業務費上限価格                     | 4  |
| 5 スケジュール                        | 5  |
| 6 参加資格等                         | 5  |
| (1) 基本的参加資格要件                   | 5  |
| (2) 単独企業、又はグループ構成員全者に共通する参加資格要件 | 6  |
| (3) 業務別の参加資格要件                  | 7  |
| 7 質問の受付及び回答                     | 13 |
| (1) 質問提出方法等                     | 13 |
| (2) 質問                          | 13 |
| 8 参加表明書等の作成及び提出方法               | 14 |
| (1) 提出書類                        | 14 |
| (2) 提出方法等                       | 14 |

|                            |       |    |
|----------------------------|-------|----|
| (3) 提出期間                   | ..... | 15 |
| <b>9 技術提案書の作成及び提出方法</b>    | ..... | 15 |
| (1) 提出書類                   | ..... | 15 |
| (2) 提出方法等                  | ..... | 15 |
| (3) 提出期間                   | ..... | 15 |
| (4) 技術提案を求めるテーマ等           | ..... | 15 |
| (5) 技術提案書作成の留意事項           | ..... | 16 |
| <b>10 事業者の選定</b>           | ..... | 18 |
| (1) 委員会の設置                 | ..... | 18 |
| (2) 一次審査の実施及び結果の通知         | ..... | 18 |
| (3) 二次審査の実施及び結果の通知         | ..... | 18 |
| (4) 提案価格審査                 | ..... | 19 |
| (5) 最優秀提案者及び次点提案者の選定       | ..... | 19 |
| <b>11 契約に関する事項</b>         | ..... | 20 |
| (1) 契約の締結                  | ..... | 20 |
| (2) 契約の成立                  | ..... | 20 |
| (3) 契約金額と契約代金内訳書の提出        | ..... | 21 |
| <b>12 事業者の責任の明確化に関する事項</b> | ..... | 21 |
| (1) 予想されるリスクの責任分担の基本的な考え方  | ..... | 21 |
| (2) 予想されるリスク及び責任の分担        | ..... | 21 |
| <b>13 参加者の失格</b>           | ..... | 22 |

蕨市役所仮設庁舎利活用事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、公共機能に係る施設の設計及び施工業務（以下「本業務」という。）を設計・施工一括発注方式により執り行います。

本業務の委託先となる事業者の選定については公募型プロポーザル方式を採用するものとし、プロポーザルに参加した事業者（以下「参加者」という。）の中から提案内容を審査の上、最優秀提案事業者を選定します。

本実施要領は、最優秀提案事業者、言い換えれば優先交渉権者（契約候補者）を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものであり、委託先の事業者を選定する手続き等については、関係法令等に定めるもののほか、本実施要領によるものとします。

## 1 目 的

本市では、歴史・文化、コミュニティ、利便性を活かしたコンパクトシティの実現を目指し、中心市街地を「都市機能の核」として整備するとともに、賑わいの創出を推し進めています。

本業務は、歴史・文化の継承、コミュニティの活性化を目的として、中山道蕨宿の中心に位置する市役所仮設庁舎跡地の有効活用を図るとともに、中山道蕨宿周辺のまちづくりに相応しい「蕨らしさの核」を形成するべく、「にぎわい交流拠点（民間・公共機能）」を整備するものです。

## 2 公告日

令和 7 年 6 月 25 日（水）

## 3 発注者

### （1）発注者

蕨 市

### （2）事務局

蕨 市 市民生活部 商工観光課

住 所 〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5 丁目 14 番 15 号

電 話 048-433-7750

E-mail shouko@city.warabi.saitama.jp

## 4 業務の概要等

### (1) 業務名

蕨市役所仮設庁舎跡地利活用事業 公共機能施設の設計・施工業務

### (2) 業務場所

蕨市北町二丁目 3987 番 1 の一部、3987 番 4、3987 番 5、3987 番 6

### (3) 業務概要

本事業は、中山道蕨宿の中心に位置する市役所仮設庁舎跡地において、「蕨市仮設庁舎跡地利活用基本計画」に基づき、官民連携による「にぎわい交流拠点(民間、公共機能)」を整備するものです。

「にぎわい交流拠点」は、蕨市役所仮設庁舎跡地を「民間機能により活用する敷地」と「公共機能を担う施設を設置して活用する敷地」に分けて整備するものですが、本業務は、「にぎわい交流拠点」の整備のうち、公共機能を担う施設を設計・施工一括で行うものです。

計画から施設竣工まで、設計業務、工事監理業務及び工事施工業務、一連の業務全てを対象とします。

### (4) 要求水準

本業務の要求水準は、蕨市役所仮設庁舎跡地利活用事業 公共機能施設要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおりです。

### (5) 業務期間

設計業務委託契約締結の日から、令和 9 年 3 月末までとしますが、施設(人工地盤部分)及び敷地の一部(平置き駐車場部分)(※)については、令和 8 年 3 月末までに竣工し、本市に引き渡すものとします。

また、本プロポーザルにより選定された事業者の技術提案書に工期短縮に係る内容があり、本市が認めた場合は、当該技術提案書に記載された当該期日とします。

なお、事業者の責めによる履行期間の延長に係る交渉、協議は行いません。

(※) 公共機能を担う施設として設置する駐車場は、4 月からの供用開始を予定しています。技術提案書の作成にあたりましては、建築基準法等、関係法令の取扱いを含めご配慮ください。人工地盤が、平置き駐車場所上に設置されていることを前提としています。技術提案書に示された計画案によっては、引き渡し範囲が異なることがあります。

### (6) 契約方式

本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)第

18 条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式に基づき、技術提案と提案価格による総合的な評価をもって、優先交渉権者を決定するものとします。

優先交渉権者に選定した者と基本協定の締結並びに基本設計及び実施設計の委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）を締結した後、設計の過程で工法、価格等の検討、協議、交渉を行い、設計、仕様等の詳細を確定した上で予定価格を定め、見積合わせの後、工事の契約（以下「工事請負契約」という。）を締結するものとします。

## （7）対象施設

本業務により整備する公共機能を担う施設は、下表のとおりです。なお、詳細については、要求水準書をご参照ください。

| 計画施設          | 規模等                   | 備考                                          |
|---------------|-----------------------|---------------------------------------------|
| 平置き駐車場        | 30 台以上                | 身障者用駐車スペースを含みます。                            |
| 人工地盤による広場     | 650 m <sup>2</sup> 程度 | 平置き駐車場の上に設置することを前提としています。                   |
| 人工地盤上の防音壁、日除け | 防音壁、パーゴラ、東屋等          | 設置施設の仕様により、駐車場（人工地盤による広場）の建築基準法上の取扱いが異なります。 |
| 物品販売店舗        | 70 m <sup>2</sup> 程度  | 建築基準法に適合していれば、必ずしも 1 の建物とする必要はありません。        |
| 事務所           | 70 m <sup>2</sup> 程度  |                                             |
| 公衆用トイレ        | 多目的、男子、女子             |                                             |
| エレベーター        | 1 基                   |                                             |
| 駐輪場           | 20 台程度                | 必要に応じて、その他（塀の撤去新設等）の整備                      |
| 外構            | 歩行路、安全施設、排水設備、植栽等     |                                             |
| 現在の敷地の舗装      | 撤去                    |                                             |

## （8）業務範囲等

本業務の業務範囲は、以下のとおりです。

なお、詳細については、要求水準書をご参照ください。

### ア 基本設計業務及び実施設計業務

本施設建設に係る基本設計、実施設計に関する標準業務（※）及び関連業務（以下「設計業務」という。）。

関連業務には、敷地の測量等調査、ボーリング調査、基本設計説明書作成、実施設計説明書作成、設備プロット図（機器・備品レイアウトを含む）作成、概略工事工程表作成、設計図書に基づく積算業務と見積書作成、各種許認可申請業務、市民説明会等の支援業務を含みます。

### イ 工事施工業務

本施設建設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、備品調達・設置業務及び関連工事（以下「施工業務」という。）。

関連工事には、既存舗装撤去等の撤去工事、施工段階に係る各種申請業務を含みます。

### ウ 施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務（※）とその

#### 関連業務

本施設施工段階における設計意図伝達業務及び関連業務

#### エ 工事監理業務

本施設建設の工事監理に関する標準業務（※）

#### オ その他の標準業務

工事監理に関する標準業務と一体となつて行われるその他の標準業務（※1）及び本業務の遂行にあたり参加者が必要と判断する各種調査業務等関連業務（既存周辺建物調査等。）

（※）基本設計に関する標準業務、実施設計に関する標準業務、工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務、工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務については、令和6年1月9日付け 国土交通省告示第8号「建築事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」の別添一による。

#### （9）業務費上限価格

参加者の技術提案は、次の区分に応じ、それぞれの業務費の上限価格の範囲内でなければなりません。提案額（参考見積額）が上限価格を超過した場合は、失格となります。

また、候補者決定後の 最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、上限価格以下で設定するものとします。

なお、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は契約金額に相当額を加減して支払います。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとします。

#### ア 設計に係る費用の上限額（※）

基本設計業務、実施設計業務及び設計意図伝達業務として  
34,100,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

#### イ 工事監理に係る費用の上限額

工事監理業務として  
10,120,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

#### ウ 施工に係る費用の上限額

施工業務及びその他関連業務として  
430,100,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

（※）設計に係る費用については、建築確認、構造計算適合性判定、大臣認定・性能評価、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請手数料を含む。

## 5 スケジュール

実施スケジュールを下表に示します。

時期は予定であり、状況により変更となることがあります。

| 項目                            | 時期                 |
|-------------------------------|--------------------|
| 公募手続きの開始（公告）                  | 令和 7 年 6 月 25 日（水） |
| 実施要領等に関する質問書の受付期限             | 令和 7 年 7 月 1 日（火）  |
| 質問書への回答                       | 令和 7 年 7 月 4 日（金）  |
| 参加資格確認申請書等及び技術提案書の提出          | 令和 7 年 7 月 24 日（木） |
| 一次審査の結果（二次審査対象者選定）の連絡         | 令和 7 年 7 月 25 日（金） |
| 技術提案に関するプレゼンテーション、ヒアリング（二次審査） | 令和 7 年 7 月 下旬      |
| 優先交渉権者の決定（審査結果の通知・公表）         | 令和 7 年 7 月 下旬      |
| 設計業務に関する見積合せ<br>基本協定の締結       | 令和 7 年 8 月 月上旬     |
| 設計・施工一括請負契約の締結                | 令和 7 年 9 月 下旬      |
| 実施設計業務の完了<br>工事費の協議           | 令和 7 年 11 月 頃      |

## 6 参加資格等

### （1）基本的参加資格要件

本プロポーザルへ参加することができる者は、本事業の実施を予定する次のいずれかに該当する事業者です。

ア 単独企業

イ 複数の企業で構成されたグループで、以下の要件を満たす共同企業体

（ア）設計業務、工事監理業務を担当する企業又は共同企業体と施工業務を担当する企業又は共同企業体が、それぞれ 1 社以上で構成するもの。

（イ）設計業務、工事監理業務を共同企業体で担当する場合は、共同実施方式[共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式]、分割実施方式[共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、各構成員が分担した業務のみを実施する方式]、併用方式[共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、共同実施又は分割実施することにより事業を行う方式]によるもの。

（ウ）施工業務を共同企業体で担当する場合は、共同実施方式[共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式]によるもののみ。

（エ）グループは、自主結成により構成されたものであること。

（オ）参加者は、参加表明書の提出時に代表者を明記し、代表者が参加手続きを行うとともに、発注者との対応窓口となること。

（カ）代表者は、施工業務に当たる者（共同企業体の場合は、建築を担当する構成員かつ出資比率が最大の構成員（以下「代表構成員」という。））とします。

（※）平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 第 1 項第一号ロ（1）及び第二号ロ（1）に

示す「設計の種類」における「総合」。

(キ) 単独企業及び共同企業体の代表者は、本業務全体のマネジメントを行う**統括責任者**を配置すること。統括責任者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、施工業務における統括管理技術者を統括するものとし、

(2) 単独企業、又は共同企業体構成員全者に共通する参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件をすべて満たす者とし、なお、参加表明書を提出した日から優先交渉権者決定までの期間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格そのものを取り消します。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱（平成 20 年 2 月 27 日要綱第 5 号）第 6 条の規定に該当する者であること。

ウ 該当業務に係る業種において、令和 7・8 年度蕨市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、蕨市指名競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていない場合でも、令和 7 年 8 月 1 日（金）時点で入札参加資格が有効になる場合はこの限りではありません。

エ 優先交渉権者の決定の日までに、埼玉県又は蕨市の指名停止措置を受けていないこと。

オ 国税、地方税を滞納している者でないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた蕨市における一般競争参加者の資格を有すること。

キ 蕨市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 17 日条例第 21 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等に該当しないこと。

ク 上記キに該当する者の依頼を受けて参加するものでないこと。

ケ 蕨市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年 9 月 26 日要綱第 37 号）第 3 条に規定する指名除外の措置を受けていないこと。

コ 参加者又は共同企業体による参加者の構成員のいずれもが、他の参加者でなく、また他の参加者の共同企業体の構成員でないこと。

サ 参加者又は共同企業体による参加者の構成員のいずれかが、他の提案者の構成員との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の

規定による子会社をいう。以下同じ)又は子会社の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)又は再生手続が存続中の会社(民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。))である場合は除きます。

A 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

A 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

B 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人)を現に兼ねている場合。

(ウ) その他の関係

上記A又はBと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

シ 本業務に係る発注支援業務を受託している株式会社地域デザインラボさいたま又はその関係会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいう。)と資本面若しくは人事面において密接な関係がないこと。

ス 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(3) 業務別の参加資格要件

参加者のうち、設計業務、工事監理業務及び工事を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とし、また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者でなければなりません。

ア 設計業務及び工事監理業務を行う者の参加資格要件

設計業務及び工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 参加表明書の提出日において、建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 単独又は企業体の代表設計者として設計業務(工事監理業務を行う者については、設計業務を工事監理業務と読み替える。以下、同様とする。)を行い、平成27年4月1日以降に竣工した延床面積200㎡以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設(商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい)の新築または増築(増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。)(※) 工事

の基本設計または実施設計に関する実績を有すること。

(※) 新築及び増築の定義は、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）によるものとする。以下、同様とする。

(ウ) 業務受託にあたり、次の要件を満たす設計業務管理技術者及び各業務分野を担当する設計主任技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を配置すること。なお、各実績については、前職での経歴を含むことができるものとし、下記の各主任技術者については複数人を配置しても差し支えありません。

A 設計業務管理技術者

設計業務管理技術者は設計業務を統括管理するものとし、建築設計主任技術者を兼務できるものとします。

- a 建築士法第 2 条に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 ㎡以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設（商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築または増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）工事の基本設計または実施設計に関する実績を有すること。
- c 本業務に専従できること。
- d 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

B 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとします。

- a 建築士法第 2 条に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 ㎡以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設（商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築または増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）工事の建築分野に係る基本設計または実施設計に関する実績を有すること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

C 構造設計主任技術者

設計業務のうち、構造分野（※）を担当するものとします。

(※) 平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 第 1 項第一号ロ（1）及び第二号ロ（1）に示す「設計の種類」における「構造」。

- a 建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する構造設計一級建築士であること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 ㎡以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設（商業施設、広場または公園に付

随する施設が望ましい)の新築または増築(増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。)工事の構造分野に係る基本設計または実施設計に関する実績を有すること。

- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

#### D 電気設備設計主任技術者

設計業務のうち、電気設備分野(※)を担当するものとし、機械設備設計主任技術者を兼務できるものとします。

(※)平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 第 1 項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に示す「設計の種類」における「設備」のうち「電気設備」、「昇降機等」。

- a 電気設備分野の設計について、10 年以上の経験があること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設(商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい)の新築または増築(増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。)工事の同種又は類似業務の電気設備分野の設計に従事した実績があること。

#### E 機械設備設計主任技術者

設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとし、電気設備設計主任技術者を兼務できるものとします。

(※)平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 第 1 項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に示す「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調管既設備」。

- a 機械設備分野の設計について、10 年以上の経験があること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設(商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい)の新築または増築(増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。)工事の同種又は類似業務の機械設備分野の設計に従事した実績があること。

#### F 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理するものとし、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとします。

- a 一級建築士であること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設(商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい)の新築または増築(増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。)工事に係る建築分野の工事監理に携わった実績があること。

- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

#### G 建築工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、建築分野を担当するものと、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び工事監理業務管理技術者と兼務できるものとします。

- a 一級建築士であること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設（商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築または増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）工事に係る建築分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

#### H 構造工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、構造分野を担当するものとし、構造設計主任技術者と兼務できるものとします。

- a 建築士法第 10 条の2の2に規定する構造設計一級建築士であること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設（商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築または増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）工事に係る構造分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

#### I 電気設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、電気設備分野を担当するものとし、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者及び機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとします。

- a 電気設備分野の監理について、10 年以上の経験があること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設（商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築または増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）工事の同種又は類似業務の電気設備分野の監理に従事した実績があること。

#### J 機械設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、機械設備分野を担当するものとし、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者及び電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとします。

- a 機械設備分野の監理について、10 年以上の経験があること。
- b 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の地方公共団体が発注した施設又は不特定多数の人が利用する施設（商業施設、広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築または増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）工事の同種又は類似業務の機械設備分野の監理に従事した実績があること。

（エ）配置予定施工技術者は、本業務の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情により、発注者がやむを得ないとして承認した場合の他は、変更を認めません。

（オ）再委託

参加者は、設計業務管理技術者及び建築設計主任技術者が行わなければならない業務を除く設計業務について、本市の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、「（2）単独企業、又はグループ構成員全者に共通する参加資格要件」に掲げる要件を全て満たすものとします（ただし、イとウを除く）。

なお、再委託先を含む主任技術者が所属する事務所（以下「協力事務所」という。）は、本プロポーザルの他の参加者（複数の企業による共同企業体の場合は代表構成員・構成員のいずれか）と重複することはできません。

また、他の参加者の協力事務所となることはできません。

主任技術者の配置については、次のとおりとします。

- A 構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者については、協力事務所の技術者を配置しても差し支えありません。
- B 構造工事監理主任技術者、電気設備工事監理主任技術者及び機械設備工事監理主任技術者については、協力事務所の技術者を配置しても差し支えありません。

イ 工事を行う者の参加資格要件

工事を行う施工企業の代表構成員（施工企業が単体企業の場合はその単体企業）は、次の要件を満たすものとします。

- （ア）建築一式工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）による許可を有し営業年数が 5 年以上であること。ただし、相応の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとします。
- （イ）業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における総合評価値（P）が次に示す点数以上の者であること。

| 工事種類 | 建設業許可 | 総合評価値（P）  |
|------|-------|-----------|
| 建築一式 | 特定    | 1,000 点以上 |

- （ウ）施工企業の代表構成員（施工企業が単体企業の場合はその単体企業）は、国又は地方公共団体が発注し、平成 27 年 4 月 1 日 以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の

施設（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第四号、第五号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設（※））の新築又は増築工事に係る施工実績を有すること。

（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 30%以上を対象とします。）

（※）公共施設とは、国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する法人若しくは地方 道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく地方道路公社が発注する施設。

（工）参加者の組織と 3 ケ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、以下の各条件を満たす統括管理技術者、建設業法に規定する監理技術者及び現場代理人を配置すること。（以下「配置予定施工技術者」という。）

なお、各実績については、前職での経歴を含むことができるものとします。

#### A 統括管理技術者

本業務全体のマネジメントを行う者で、次の要件を満足すること。なお、統括管理技術者は、監理技術者を兼務できるものとします。

- a 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 の規定による一級建築施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という。）又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
- b 本業務に専任で配置できること。
- c 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の施設（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第四号、第五号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設（※））の新築又は増築工事に携わった実績を有すること。

#### B 監理技術者

建設業法の規定に基づく、本業務における工事施工の監理技術者は、次の要件を満足すること。

- a 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
- b 本業務に専任で配置できること。
- c 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の施設（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第四号、第五号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設（※））の新築又は増築工事に携わった実績を有すること。

#### C 現場代理人

契約の履行に関し、契約上の受注者（通常は代表者）に代わって、工事現場を取り締り、工事の施工・契約（重要な契約変更等は除く）に関して一切の権限を行使し、注文者とのやりとりなどを行う者は、次の要件を満足すること。

- a 一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有していること。

- b 本業務に専任で配置できること。
  - c 平成 27 年 4 月 1 日 以降に竣工した延床面積 200 m<sup>2</sup>以上の施設（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第四号、第五号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設）の新築又は増築工事に係る施工に携わった実績を有すること。
  - d 現場代理人は監理技術者又は建築担当主任技術者を兼ねることができます。
- （オ）配置予定施工技術者は、本業務の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情により、発注者がやむを得ないとして承認した場合の他は、変更を認めません。

## 7 質問の受付及び回答

### （１）質問提出方法等

ア 質問書（様式 1）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本実施要領「3. 事務局」のメールアドレスに送信してください。誤送信等のトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。

なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、口頭、持参、電話、郵送、FAX などによる個別の質問や指定様式以外での質問は受け付けません。

イ 回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、とりまとめのうえ、本市ホームページに掲載します。質問者は公表しません。

なお、意見や表明と解されるもの等には回答しないことがあります。

また、質問回答書は、本実施要領及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。

### （２）質問

#### ア 質問受付期間

公告日から令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 5 時まで

#### イ 回答日

令和 7 年 7 月 4 日（金）

#### ウ その他

電子メールにおける表題は、「蕨市役所仮設庁舎跡地利活用事業 公共機能施設の設計・施工一括発注に係るプロポーザル実施要領に関する質問書」とします。

## 8 参加表明書等の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、参加表明書等提出書類及び添付資料を正本、副本(正本の写し)各1部提出してください。

なお、複数企業の共同企業体で参加する場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとします。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式2)
- イ 法人概要書(様式4)
- ウ 誓約書(様式5)
- エ 委任状(構成員から代表事業者への委任)(様式6)
- オ 共同事業者構成員一覧表(様式7)
- カ 財務状況調書(様式8)
- キ 設計・監理実績調書(様式9)
- ク 建設工事实績調書(様式10)
- ケ 添付資料
  - (ア) 定款
  - (イ) 法人登記履歴事項全部証明書
  - (ウ) 印鑑証明書
  - (エ) 法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の納税証明書(直近1年分)
  - (オ) 会社案内、パンフレット等
  - (カ) 財務諸表(直近3期分の損益計算書・貸借対照表・注記表・キャッシュフロー計算書・株主資本等変動計算書)
- コ 上記ア～ケまでの電子データ

### (2) 提出方法等

- ア 事務局まで持参してください。

なお、持参にあたっては、提出日時を事前に電話で事務局までご連絡ください。

- イ 提出については、平日(土日、祝日を除く)の午前9時から午後5時までの時間帯で受理します。

- ウ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成してください。

- エ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、参加表明書を表紙として、A3判はA4判の大きさに折り込み、ページ番号を付してA4判ファイルに綴じてください。

- オ 提出書類の電子データについては、CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、

その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出してください。

(3) 提出期間

令和7年6月25日(火)午前9時から令和7年7月24日(木)午後5時まで

## 9 技術提案書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、「8 参加表明書等の作成及び提出方法」に記した参加表明書等提出書類及び添付資料の提出のほか、技術提案に係る提出書類として提案書類提出書(様式11)及び技術提案書(様式12) 正本1部、副本10部(副本は技術提案書の提出者(単体企業、複数企業の共同企業体の構成員)を特定することができる内容の記述(具体的な社名、ロゴマーク等)は記載しないでください。マスキング等でも可)、価格提案書(様式13)1部(価格提案書の価格は契約を締結する期日まで有効であるものとし、代表印による封印をして提出してください)及び技術提案書の電子データ一式をCD-R1部にまとめて提出してください。

参加表明書等提出書類の提出期間と技術提案に係る提出書類は同じであるため、期間内であれば、別々に提出していただいても、同時に提出していただいても差し支えありません。

(1) 提出書類

- ア 提案書類提出書(様式11)
- イ 技術提案書(様式12)
- ウ 価格提案書(様式13)
- エ 上記ア及びイの電子データ

(2) 提出方法等

本実施要領「8. (2) 提出方法等」を参照してください。

(3) 提出期間

本実施要領「8. (3) 提出期間」を参照してください。

(4) 技術提案を求めるテーマ等

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とします。

- ア 業務実施方針等「業務の理解度及び取組意欲、業務実施方針」

本業務において重視すべき事項、優先度、取り組む姿勢、取り組み方(進め方)、設計業務・施工業務の実施方針、工期、設計チーム及び施工チームの体制・連携・特徴、設計に対する施工ノウハウの反映等

#### イ 評価テーマ1「効果的・効率的な施設配置及び動線への配慮」

計画地には、平置き駐車場、人口地盤による広場及び人口地盤上の日よけ、物販販売店舗、公衆用トイレ、エレベーター、駐車場等を設置するものとしており、狭小敷地という制約の中で管理者・利用者の双方にとって安全・安心かつ快適な利活用が図られるよう効果的・効率的な施設配置及び動線について提案を求めます。

#### ウ 評価テーマ2「中山道の街並みに溶け込むシンボリックな佇まい」

計画地は、本市の歴史資源である中山道蕨宿の中心地に位置しています。日本橋から2番目の宿場町の歴史と伝統を伝える地域であることを踏まえ、江戸時代の旅籠や茶屋を彷彿させるような、地域に息づく宿場町の歴史の物語に相應しいシンボリックな外観（意匠）の提案を求めます。

#### エ 評価テーマ3「静謐な空間の提供とにぎわい創出の場として両面の活用に叶う広場整備」

市民及び蕨市へ来訪される方々が、中山道の宿場町であった古の時代に思いを馳せることを可能とするような静謐な空間として、また、子どもからお年寄りまで多世代が安心してくつろげる場として、あるいは、「ハレの日」には、賑わいを創出する行事、催事開催の場などとして利活用が図られる、様々な顔を見せる広場の在り方について提案を求めます。

#### オ 評価テーマ4「その他提案（VE提案）」

本事業の計画地は住宅街の真中に位置し、隣接地においては民間機能部分（飲食施設）の施工も同時並行していくことから、周辺住環境への影響を抑制する有効な手段、歩行者の安全確保、効率的な施工、円滑な工事の進捗は必然となります。

計画地における課題の解決ばかりだけでなく、設計施工一括発注の長所を生かし、施工ノウハウを設計に反映することで、要求水準書の内容を満たしながら、効率的な工法の採用、施工の推進、機能や品質の向上を図る工夫、有効な材料の選択等、工期短縮やコストダウンを実現する提案を求めます。

### （5）技術提案書作成の留意事項

プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、本市が提示する資料等に基づき、協議のうえ開始するものとします。

技術提案書等の様式は、別添「蕨市役所仮設庁舎跡地利活用事業 公共機能設計・施工業務公募型プロポーザル様式集（様式11、12、13）」示すとおりです。「業務方針等」、「評価テーマ1～4」に係る技術提案については、A3判（各辺枠取り、余白15mm）片面横書き2枚以内に具体的に記載してください。

- ア 業務実施方針等における「業務の理解度及び取組意欲」については、設計・施工一括発注業務を受注した場合の対応体制（予定）の基本的姿勢等を記述してください。文章での表現を原則として、「設計チーム、施工チームの体制」、「連携」、「特徴」、「担当者数及び担当者業務内容」、「責任の所在」、「確認（チェック）機能」等の項目により、簡潔に示してください。
- イ 業務実施方針等における「業務実施方針」については、業務への取組体制（チェック体制）、設計と施工の連携、設計施工の長所の活かし方、工程計画、コスト管理手法、特に重視する設計上の配慮事項（評価テーマを横断したもの、評価テーマに収まらないものを含む総合的な見地からのもの、又は独自提案を含めても構いません）、その他業務実施上の配慮事項等を記述してください。文章での表現を原則として、「業務の実施方針」、「業務実施の手順」、「工程」、「業務成果の品質を向上させる工夫」、「確認（チェック）の進め方」等の項目により簡潔に示してください。
- ウ 評価テーマに係る技術提案書の作成にあたっては、「蕨市仮設庁舎跡地利活用基本計画」の趣旨を踏まえ、本業務の上限価格の範囲内で要求水準書に示す機能等を満たすことを基本とし、機能面、コスト面を総合的に検討して作成してください。
- エ 技術提案書は、設計段階から施工者のノウハウを活かし、工期の短縮、質の高い設計と施工、施工者の独自の技術やノウハウの設計への反映、仮設計画の効率化、設計と施工のプロセス最適化、品質の向上とコスト削減の両立等、設計・施工の利点を活かし、効率的に施工が進められることを明確に示すとともに、確実に実施できる内容としてください。
- オ 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述してください。
- カ 業務実施方針、技術提案に係る文字は 10 ポイント以上とし、横書きとしてください。ただし、図表中の記載は、この限りではありません。
- キ 技術提案書における視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲のみに止めてください。表、イメージスケッチ、略図等をカラーで表現することは可としますが、具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等（コンピュータグラフィックスによるものを含む）の使用又はこれに類するものに基づいた表現を禁止します。視覚的表現の許容範囲については、「建築設計業務委託の進め方 一適切に設計者選定を行うための マニュアルー平成 30 年 5 月全国営繕主管課長会議」（国土交通省）49～53 ページ（「4（7）4」技術提案の表現 別添資料）によるものとし、技術提案書として逸脱した表現については、無効とする場合がありますので注意してください。
- ク 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要領に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。
- ケ 提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。

- コ 提案書類等提出後の追加・修正はできません。提案書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- サ 提出された提案書類等は返却しません。
- シ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、最優秀提案者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために最優秀提案者と協議のうえ、公表する場合があります。  
特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。
- ス 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、蕨市情報公開条例（平成 19 年 12 月 18 日条例第 35 号）に基づき公開する場合があります。
- セ 正本については、レール式クリヤーホルダー等に綴り、「蕨市役所仮設庁舎跡地利活用事業 公共機能施設の設計・施工一括発注 技術提案書」であることが判るように施してください。
- ソ 都合により技術提案書の提出ができなくなった場合は、応募辞退届（様式 3）を提出してください。

## 10 事業者の選定

### （1）委員会の設置

本プロポーザルの最優秀提案者及び次点提案者の選定は、本市職員で構成する「蕨市にぎわい交流拠点整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、評価基準に基づき行います。

参加者が 1 社の場合であっても検討委員会を開催しますが、最優秀提案者が「該当者なし」という場合もあります。

なお、検討委員会での審査過程（検討委員会の会議録、各委員の採点表など）は、非公開です。

### （2）一次審査の実施及び結果の通知

原則として、参加表明書等関係文書及び技術提案書を提出された単独企業及び複数の企業で構成された企業共同体については、事務局で審査を行い参加資格要件に抵触しない限り検討委員会の承認を得て、二次審査の対象者とします。

一次審査結果は、参加者全員に対して、令和 7 年 7 月 25 日（金）に連絡します。

### （3）二次審査の実施及び結果の通知

二次審査として、技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

各参加者による技術提案書のプレゼンテーション及び各委員からのヒアリングを行い、各委員が評価基準に基づき審査します。

ア 実施日及び会場

令和 7 年 7 月下旬予定、会場未定

(※) 7 月 25 日(金)、一次審査結果連絡時に、会場、開始時間等の詳細を二次審査の対象者へ連絡いたします。

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、パソコン操作者を含めて 6 名以内とします。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括管理技術者、設計業務管理技術者、現場代理人、監理技術者は原則出席してください。

ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、20 分とします。その後、各委員からのヒアリングを 20 分程度行います。

エ その他

(ア) プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めません。使用する資料は、提出した技術提案書のみとします。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行います。

(ウ) プレゼンテーションは、匿名で審査します。各委員に配布している技術提案書へは社名等の記載はありませんので、プレゼンテーション時の発言、服装等については十分注意してください。

(エ) プロジェクター（機器の内容は後日通知）とスクリーンは、本市で準備しますが、パソコン等は持参してください。

(オ) プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。

(4) 提案価格審査

提案価格については、技術提案書に示した建築物、外構等の計画に関し、設計費用、工事監理費用、施工に係る費用を提示してください。

技術提案書に示された計画案によって、どの業務についても価格は大きく異なるものと想定されますが、提案額（参考見積額）が「4 業務の概要棟（9）業務費上限価格」を超える場合は失格となります。

技術提案の評価点確定後、提案価格見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて提案価格評価点を算定後、検討委員会に報告します。

(5) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

ア 審査の実施

検討委員会を開催し、二次審査・提案価格審査の評価点を加えた合計評価点により、最優秀提案者のほか、次点提案者を選定します。

選定後、市長が優先交渉権者を決定します。

イ 審査結果の通知等

審査結果は、二次審査の参加者全員に対して、令和 7 年 7 月下旬を目途に書面を郵送して通知します。

また、最優秀提案者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。

二次審査の結果については、最優秀提案者の企業名及び評価点等を本市のホームページ上で公表します。

ウ その他

(ア) 審査途中で参加者に関する情報は、一切公表しません。

(イ) 本市ホームページで公表する審査結果以外の審査に関する内容については、問い合わせを受け付けません。

(ウ) 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

## 11 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

検討委員会で選定された最優秀提案者を優先交渉権者として契約交渉を行うこととなりますが、次の一つに該当する場合は、その者と契約を締結することはありません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当することとなった場合

イ 蔽市から入札参加資格制限を受けることとなった場合

ウ 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合

エ 技術提案書の無効が判明した場合

オ その他本実施要領に違反した場合

### (2) 契約の成立

ア 優先交渉権者は、契約内容の詳細を確認のうえ、本市（発注者）と見積り合わせを行います。見積り合わせに合意できた場合、基本協定を締結した後、設計業務に係る業務委託を締結します。

イ 基本協定は、優先交渉権者との協議により令和 7 年 8 月上旬頃に締結するものとします。

ウ 基本協定締結後、令和 7 年 9 月開催予定の市議会において、設計・施工一括工事請負契約の承認が得られなかった場合は、基本協定を解除し、事業者は基本協定締結日以降の本市との設計協議、設計業務等に要した費用を請求できるものとします。ただし、

請求額は、本市との協議により決定します。

ウ 優先交渉権者が見積り合わせに合意できない場合、本市（発注者）は次点提案者と見積り合わせを行い、基本協定に係る協議を進めます。

エ 本工事の仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 19 号）第 2 条の規定に基づき、蕨市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

### （３）契約金額と契約代金内訳書の提出

ア 契約金額は、原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内としますが、技術提案書に示された計画案をそのまま実施するものではないことから、設計業務の経緯、結果等を踏まえ、工事監理費、工事費は大きく異なることも想定されます。

イ 設計業務、監理業務及び工事施工業務の契約締結までに、速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとします。

## 12 事業者の責任の明確化に関する事項

### （１）予想されるリスクの責任分担の基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、事業者による低廉で質の高いサービスの提供を目指しています。

事業者が行う公共機能施設部分の業務の実施に伴い発生するリスクは、原則、事業者が責任をもって対応し、リスク発生による影響についても、事業者の負担において対応するものとします。ただし、事業者のみでは対応することが困難と認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクは、本市が責任の一部又は全部を負担するものとします。

### （２）予想されるリスク及び責任の分担

市と事業者のリスクの分担は、原則として別添「リスク分担表」のとおりとしますが、リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由、又はこれに類する意見及び提案があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更を行うことがあります。

なお、リスク分担の変更を行う場合は、変更する合理的かつ明確な理由や意見、提案を書面で本市に提出し、協議によって行います。

なお、最終的なリスク分担は基本協定等において定めるものとします。

### 13 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア 参加者が、本実施要領「6. 参加資格等」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ 二次審査においてそれぞれ本市が定める基準点を下回った場合
- キ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く）
- ク 本プロポーザルに関し、委員会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- ケ その他委員会が失格と認めた場合